

消費税率引き上げに伴い 水道料金が変わります

上水道・簡易水道などを使用されている皆さんは、平成26年4月1日から消費税率の税率が8%に引き上げられるのに伴い、水道料金も8%の消費税率が適用されます。

ただし、3月以前から継続して水道を使用されている方は、経過措置により、平成26年度3期（8月請求）分からの適用となります。

■問合せ

○市庁舎本館水道業務課
水道料金係
TEL 0897-521-1584

○各総合支所建設管理課
水道係

消費税率引き上げに伴い 下水道使用料が変わります

下水道を使用されている皆さんは、平成26年4月1日から消費税率の税率が8%に引き上げられるのに伴い、下水道使用料も8%の消費税率が次のとおり適用されます。

■西条地区の家庭汚水

平成26年4月使用（5月請求）分から

■西条地区の事業所汚水と湯屋汚水・東予地区・丹原地区
平成26年7月検針（9月請求）分から
※4月以降に使用を開始された方は、5月検針（7月請求）分から適用されます。

■問合せ

市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-521-1224

下水道への接続を お急ぎください

平成23年に公共下水道が供用を開始した区域の方は、平成26年3月末で3年が経過します。下水道の供用開始後は、3年以内に水洗便所に改造して下水道へ接続しなければなりません。

悪質業者にご注意ください

宅地内排水設備は個人管理が原則です。市が宅地内の排水設備の点検や清掃などを行ったり、業者を派遣・紹介したりすることはありません。次のような悪質なケースにご注意ください。

- 市から依頼されているような紛らわしい説明をする
- 高額な代金を請求をする
- 作業について十分な説明をしない
- 業者名や連絡先を明示しない

少しでも 「おかしいな？」と思われたら

- 身分証明書の提示を求める
- その場ですぐに契約・署名・押印しない
- 下記の問合せ先に確認する

■問合せ

- 市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係 TEL0897-52-1224
- 東予総合支所建設管理課
東予・丹原下水道係

下水道事業の受益者申告を お願いいたします

下水道が新たに整備された区域内の土地所有者などには「受益者負担金・分担金」として、下水道整備費の一部を負担していただくことになっています。

この負担金などの賦課決定の基礎となる「下水道事業受益者申告書」を対象区域の土地所有者宛に送付しますので、内容を確認して期限内に必ず申告してください。

申告がない場合は、市が受

益者（納入義務者）・土地の面積などを認定することになります。

■申告期限 3月31日(月)
■申告が必要な方
左表区域内の土地所有者

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-521-1224

○東予総合支所建設管理課
東予・丹原下水道係



▲下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

■下水道事業受益者の申告対象区域

玉津	横黒中、横黒西、横黒下、玉津、船屋西南、船屋東北、川北、市塚 各一部区域
飯岡	辰川、西野口、池の内、末広町、上組、長屋敷半田 各一部区域
西条	青江町、北新田 各一部区域
神拝	上喜多川、下喜多川北、御所通り、花園町原の前西、八丁 各一部区域
大町	中町小川、上小川、岸影、西の川原、明神木春日町、沢 各一部区域
神戸	楠、宵の原、木挽原、東原、藪の内、中之段 各一部区域
禎瑞	禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橘	橘木西、野々市西、西泉東 各一部区域
氷見	大久保の一部区域
周布	周布の一部区域
多賀	北条、三津屋 各一部区域
三芳	三芳の一部区域
壬生川	壬生川の一部区域
丹原	丹原町願連寺の一部区域

特集記事 支所だより 情報最前線 お知らせ 講座・教室 募集 施設ガイド 子育て産品 カメラスポット 文芸広場他 各種相談 保健センター 当番病院他 市民憲章等募集